

建設候補地の資格判定審査基準

1. 資格判定審査の方法と審査基準

以下に示す資格判定基準の項目すべてに適合しているかを審査する。

項目すべてに適合している応募地について、相対評価審査を行うこととする。

	項目、考え方	審査基準
①	施設整備に必要な面積が確保できていること。 ・概ね 5.0ha の建設応募用地にて各施設の配置が可能であること。	応募用地の面積が登記簿上で 4.5ha 以上あること。
②	平坦地の造成が容易にできること。 ・建設応募用地の造成工事が大規模にならないこと。	造成工事に関わる付帯工事（仮設道路や伐採）が少なく、造成にかかる期間 ¹⁾ が工事着工から 2 年以内を見込めること。
③	建設用地において、各種法令による規制がないこと、あるいはその影響が少ないこと。 ・各種土地利用規制の例（農業振興地域、保安林、文化財保護、河川区域、急傾斜地崩壊危険区域、都市計画法上の地域地区、景観計画重点区域ほか）	下記に係る土地利用規制範囲に含まれないこと。 ・森林法：保安林 ・文化財保護法：重要文化財、登録有形文化財、重要民俗文化財、登録有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物、特別史跡名勝天然記念物、登録記念物、重要文化的景観、重要伝統的建造物群保存地区 ・急傾斜地法：急傾斜地崩壊危険区域
④	ライフライン（上下水道、地下水および高圧受電（6,600V））の確保ができること。 ・下水道については公共下水道の処理分区内であること。もしくは、現在、農業集落排水施設の区域であっても今後、公共下水道に接続予定の計画区域であること。	下記のいずれかに適合していること。 ・公共下水道処理分区内に位置すること ・公共下水道に 2016 年末時点で、接続予定の計画区域に位置すること
⑤	大型車両が通行可能な道路からの距離が短いこと。 ・幹線道路からの距離が短く搬入道路の確保が可能なこと。	対面交通が可能な 2 車線以上の道路から敷地境界までの直線距離が 2.0km 以下であること。
⑥	土質、地質条件が良好なこと。 ・施設建設に係る基礎工事等が大規模にならないこと。	地盤が軟弱な区域を定める基準 ²⁾ の内、以下の基準に適合しないこと。 ・地盤が昭和 55 年建設省告示第 1793 号第 2 の表中 Tc に関する表に掲げる第 3 種地盤に該当する区域

- 1) 用地取得、各種許認可手続き（土地利用規制の解除、埋蔵文化財発掘調査等）、搬入道路建設等に要する期間は含まない。
- 2) 「地盤が軟弱な区域として特定行政庁が区域を指定する基準」（昭和 62 年建設省告示 第 1897 号）
 - ①地耐力度が小さく不同沈下のおそれがある区域
 - ②地震時に液状化するおそれがある砂質土地盤区域
 - ③地盤が昭和 55 年建設省告示第 1793 号第 2 の表中 Tc に関する表に掲げる第 3 種地盤に該当する区域（下表参照）

地盤 種別	地盤特性	Tc
第 1 種 地盤	岩盤、硬質砂礫層その他主として第 3 紀以前の地層によって構成されるもの又は地盤周期等についての調査もしくは研究の結果に基づき、これと同程度の地盤周期を有すると認められるもの	0.4
第 2 種 地盤	第 1 種地盤及び第 3 種地盤以外のもの	0.6
第 3 種 地盤	腐植土、泥土その他これらに類するもので大部分が構成されている沖積層（盛土がある場合においてはこれを含む。）で、その深さがおおむね 30m 以上のもの、泥沢、泥海等を埋め立てた地盤の深さがおおむね 3 m 以上であり、かつ、これらで埋め立てられてからおおむね 30 年経過していないもの又は地盤周期等についての調査若しくは研究の結果に基づき、これらと同程度の地盤周期を有すると認められるもの	0.8